



地方公共団体金融機構

2015. 9

納付金だより

(第160号)

秋冷の候 皆様方には、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りまして、ここに厚くお礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成26年度納付金の納付状況、地方公共団体健全化基金の状況及び法令改正に伴う公営競技納付金制度の変更点等についてお知らせします。



(四日市競輪場)

Character (Vol.52)

今回は、四日市競輪のキャラクターを紹介します。

フォーリン



(キャラクターの由来)

四日市競輪場は、別名「ベイサイドバンク」と呼ばれるように伊勢湾に面し、かつては鯨が回遊してきて捕鯨も行われていました。

現在ではその様子を再現した「鯨船」とそれを射る「鯨取り」の行事が祭礼等で行われています。

四日市競輪はこの勇壮な行事の「くじら」を平成10年にマスコットキャラクターとしました。

四日市競輪開設50周年を迎え、より親しまれるマスコットキャラクターとして、その愛称を募集し、平成13年に「フォーリン」と決定しました。

四日市の四の「フォー」と競輪の「輪＝リン」でフォーリンです。

公営競技納付金の納付状況（平成26年度）

平成26年度に納入いただきました公営競技納付金は、31億93百万円で、前年度比2.8%の増加となっています（納付団体数：54団体）。

なお、平成21年度以降の納付金の推移は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
納付金額	8,576	6,696	3,830	3,763	3,105	3,193

（注）平成 25 年度の公営競技施行団体数は、197 団体です。

公営競技施行団体数の状況（平成27年度）

平成27年 4 月 1 日現在の公営競技施行団体数は次のとおり、延べ220団体、純計195団体となっています。

区 分	都道府県			市町村			合計			(参考) 主催者数
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	2	7	37	14	51	42	16	58	44 (2)
オート	1	0	1	6	0	6	7	0	7	7 (0)
競 艇	1	0	1	20	84	104	21	84	105	36 (15)
延団体数	9	11	20	65	135	200	74	146	220	101 (27)
純 計			16			179			195	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況

地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部（公営競技納付金）を受け入れて、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を地方公共団体への貸付けの利下げに充てています。

平成26年度は、利下げ補てん所要額197億74百万円に対し、基金運用益は143億6百万円となり、差額の54億67百万円のうち、組入基金から37億85百万円を取り崩し、更に不足する額16億81百万円を当該年度の公営競技納付金から取り崩した結果、平成26年度末の基金残高は9,202億87百万円となっています。

＜地方公共団体健全化基金の推移＞

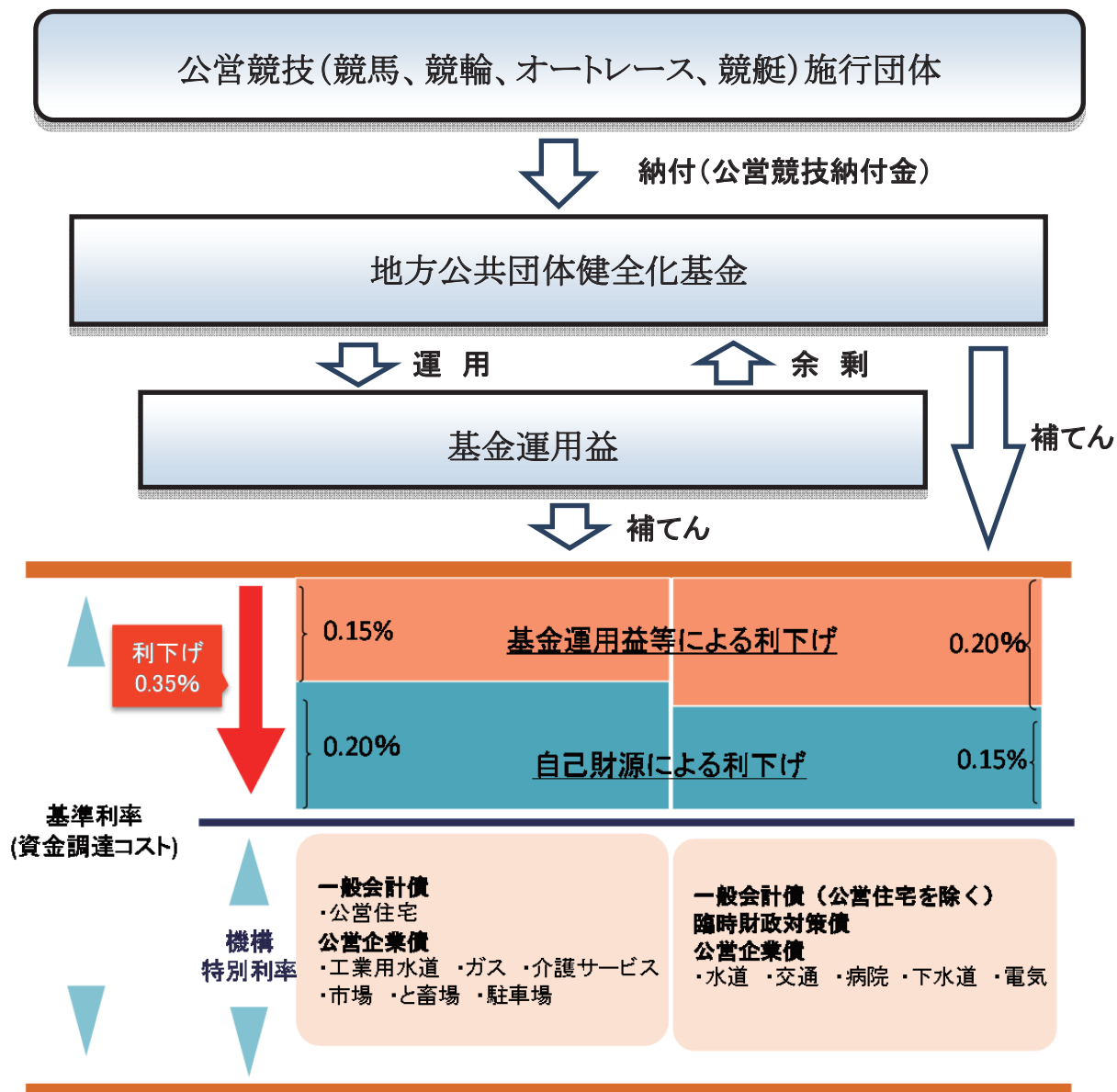
（単位：百万円）

年度	期 首 基 金 残 高 A	公営競技 納付金 B	運用状況			基 金 組入額 （▲は 受入額） C-D-E=F	基 金 増加額 B+F=G	期 末 基 金 残 高 A+G=H
			運用益 C	管理費 D	利下げ 補てん 所要額 E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823
23	915,823	3,830	19,281	0	19,063	216	4,047	919,871
24	919,871	3,763	17,044	0	18,110	▲1,066	2,697	922,568
25	922,568	3,076	15,569	－	18,653	▲3,084	▲7	922,561
26	922,561	3,193	14,306	0	19,774	▲5,467	▲2,274	920,287

（注1）単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

（注2）平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

特別利率制度のしくみ



※機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

機構資金の貸付状況（平成26年度）

平成26年度中の事業別貸付額の状況は、以下のとおりです。

事業名		貸付計画額	貸付件数	貸付額	構成比
		百万円	件	百万円	%
一般会計債	公共事業等※	65,300	560	96,385	5.0
	公営住宅事業※	13,100	178	18,325	1.0
	旧緊急防災・減災事業※	58,600	283	65,732	3.4
	全国防災事業※	10,000	284	38,118	2.0
	学校教育施設等整備事業※	9,700	173	13,323	0.7
	社会福祉施設整備事業※	14,800	140	13,101	0.7
	一般廃棄物処理事業※	200	4	174	0.0
	一般事業※	3,000	71	3,744	0.2
	地域活性化事業※	9,700	155	8,863	0.5
	防災対策事業※	18,100	237	21,968	1.1
	地方道路等整備事業※	41,800	329	30,640	1.6
	合併特例事業※	139,900	634	146,725	7.6
	緊急防災・減災事業※	69,400	940	90,169	4.7
	計	453,600	3,988	547,266	28.4
臨時財政対策債※		695,000	758	729,646	37.9
公営企業債	水道事業（上水道）※	148,700	854	124,981	6.5
	（簡易水道）※	13,700	292	16,543	0.9
	交通事業（一般交通）※	1,100	18	1,708	0.1
	（都市高速鉄道）※	29,500	26	31,221	1.6
	病院事業※	92,800	352	84,885	4.4
	下水道事業※	324,200	2,047	349,432	18.1
	工業用水道事業※	10,100	91	9,616	0.5
	電気事業※	2,400	37	8,628	0.4
	ガス事業※	7,500	25	4,097	0.2
	港湾整備事業	3,100	39	3,211	0.2
	介護サービス事業※	2,600	24	972	0.1
	市場事業※	11,300	46	9,860	0.5
	と畜場事業※	1,500	11	1,986	0.1
	観光施設事業	0	9	393	0.0
	産業廃棄物処理事業		2	154	0.0
	駐車場事業※	1,400	5	557	0.0
	計	649,900	3,878	648,242	33.7
被災施設借換債		1,500	6	343	0.0
合計		1,800,000	8,630	1,925,497	100.0
うち機構特別利率		1,796,900	8,580	1,921,740	99.8
うち基準利率		3,100	50	3,757	0.2

(注1) ※印は、機構特別利率適用事業です。なお、被災施設借換債については、借換えを行う事業の利率の種類が適用されます。

(注2) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

機構資金の貸付残高

平成27年3月末現在の長期貸付残高は、以下のとおりです。

(平成27年3月末現在)

事業等名		件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	1,316	251,123	1.1
	公営住宅事業	4,774	380,454	1.6
	全国防災事業	291	39,289	0.2
	学校教育施設等	304	22,745	0.1
	社会福祉施設整備事業	621	65,512	0.3
	一般廃棄物処理	4	174	0.0
	一般事業	379	41,098	0.2
	臨時河川等整備事業	2,623	100,983	0.4
	臨時高等学校整備事業	273	41,151	0.2
	臨時地方道整備事業	25,009	2,151,359	9.2
	地域活性化事業	662	41,893	0.2
	防災対策事業	1,251	120,783	0.5
	地方道路等整備事業	3,952	445,064	1.9
	合併特例事業	3,303	841,878	3.6
	緊急防災・減災事業	3,362	486,903	2.0
	計	48,124	5,030,407	21.5
臨時財政対策債		4,769	3,974,828	17.0
公営企業債	上水道事業	45,083	3,448,612	14.7
	簡易水道事業	6,868	210,251	0.9
	一般交通事業	126	8,983	0.0
	都市高速鉄道事業	800	1,204,655	5.1
	病院事業	2,870	757,751	3.2
	下水道事業	123,100	8,216,707	35.1
	工業用水道事業	2,243	208,099	0.9
	電気事業	574	49,636	0.2
	ガス事業	335	36,200	0.2
	港湾整備事業	1,117	68,173	0.3
	介護サービス事業	377	23,909	0.1
	市場事業	526	73,268	0.3
	と畜場整備事業	97	11,023	0.0
	観光施設事業	65	3,295	0.0
	駐車場整備事業	308	40,046	0.2
	産業廃棄物処理事業	18	1,600	0.0
	地域開発事業(注1)	6	489	0.0
	計	184,513	14,362,698	61.2
地方道路公社	有料道路(公社)	282	69,697	0.3
合計		237,688	23,437,630	100.0

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

公営競技納付金制度の延長について

—地方交付税法等の一部を改正する法律—

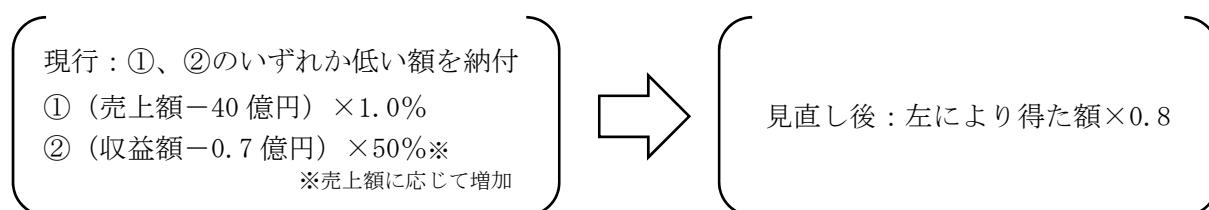
地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公営競技施行団体が、地方公共団体金融機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度（平成27年度まで）を、平成32年度まで5年間延長されました。

またこの法律の施行により、地方財政法施行令の一部改正が行われ、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備を行うこととなりました。

その内容は、次のとおりです。

1. 制度の見直し内容について

- ① 地方財政法の改正により、公営競技納付金の制度（平成27年度まで）を平成32年度施行分まで5年間延長。
- ② 地方財政法施行令の改正により、公営競技施行団体の経営状況に配慮し、暫定的な措置として、平成28年度以後施行分について、納付額を現行の算定方式から20%引き下げ



2. 適用日等

- ・平成27年4月1日（地方交付税法等の一部を改正する法律）

ただし、地方財政法施行令の一部改正の施行日は、地方交付税法等の一部を改正する法律の施行日と同日であるが、公営競技納付金の額の軽減措置に係る改正規定は、平成28年4月1日以後に行われる公営競技に係る納付金の算定について適用。

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しておりますが、平成27年度の地方公共団体金融機構参与会議は去る8月24日に当機構で開催されました。

当日の会議では、渡邊理事長の挨拶のあと、経営企画部長から地方公共団体金融機構の決算・貸付・資金調達・地方支援についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成27年8月24日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	黒 川 雅 夫
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	福岡県芦屋町長	波多野 茂 丸
全国知事会	宮城県知事	村 井 嘉 浩
全国市長会	富山県高岡市長	高 橋 正 樹
全国町村会	奈良県十津川村長	更 谷 慈 禧



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・ 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・ 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・ 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

T E L : 03 (3539) 2685

F A X : 03 (3539) 2613

H P : <http://www.jfm.go.jp/>